

宅地造成の手引き

- 宅地造成等規制法 -

平成20年10月1日
世田谷区

目 次

1	宅地造成等規制法のあらまし	1
1.1	宅地造成等規制法による許可を要する事項	1
1.2	宅地造成等規制法による届け出を要する事項	1
1.3	設計者について資格を必要とする工事	1
1.4	宅地保全の義務	1
1.5	宅地造成等規制法の目的（宅地造成等規制法第1条）	2
1.6	規制区域	2
1.7	許可を要しない工事	2
1.8	宅地の面積（申請区域）のとらえ方	3
1.9	隣接条件	4
1.10	許可の基準	5
1.11	関係法令等の申請・審査	5
2	宅地造成に関する工事の技術的基準	6
2.1	間知石等練積造擁壁	6
(1)	施行上の注意事項	6
(2)	標準構造図	7
2.2	鉄筋コンクリート造擁壁	7
(1)	施行上の注意事項	7
(2)	標準構造図	9
2.3	その他の構造の擁壁	9
(1)	施工上の注意事項	9
(2)	標準構造図	9
3	許可申請書の手続き	10
3.1	申請の手続き	10
(1)	申請手続きのフロー	10
(2)	許可申請の手続	11
(3)	事前の手続き	11
(4)	許可申請の取り下げ、許可の廃止・変更	12
(5)	中間検査	12
(6)	完了検査	12
(7)	検査済証の交付	12
3.2	書類作成上の注意	13
(1)	許可申請書	13
(2)	工事設計者の資格を証明する書類	13
(3)	添付図書	13
(4)	提出部数	15
(5)	提出先	15
(6)	許可申請手数料	16
3.3	その他の手続き	17
(1)	届出書の提出	17
(2)	標識の表示	17

1 宅地造成等規制法のあらまし

1.1 宅地造成等規制法による許可を要する事項

宅地造成工事規制区域（以下「規制区域」という。）内で次の宅地造成工事を行う場合は、工事着手前に必ず区長に許可申請し、その許可を受けてから施工してください。

- (1) 切土で2 m又は盛土で1 mを超える崖を生じるもの。
- (2) 切土と盛土とを同時に行う場合で2 mを超える崖を生じるもの。
- (3) 全体の造成面積が500 m²を超えるもの。ただし、世田谷区では、現地盤からの改変高さが、切土又は盛土で50 cm未満の造成（切土と盛土とを同時に行う場合は60 cm以下）については、許可不要として取り扱っています。
- (4) 自然崖の保護や既存擁壁の改善にあわせて新たな土地利用を図り、形質の変更が生じる場合。

1.2 宅地造成等規制法による届出を要する事項

- (1) 規制区域内で、次の工事を行う場合は、着手する日の14日前までに区長に届出てください。

ア 地上高（見え高）が2 mを超えている擁壁の全部又は一部の撤去
擁壁改築においても届出を必要としますのでご注意ください。

イ 雨水その他の地表水を排除するための排水施設の全部又は一部の撤去

- (2) 規制区域内で宅地以外（農地、牧草放牧地及び森林等）の土地を宅地に転用した場合、転用した日から14日以内に区長に届出てください。

1.3 設計者について資格を必要とする工事

規制区域内で行う次の工事は、所定の資格を有する者の設計によらなければなりません。

- (1) 地上高（見え高）5 mを超える擁壁の設置
- (2) 全体の造成（切土、盛土）面積が1,500 m²を超える土地における排水施設の設置。

この法律に基づく規制区域内では、前記の工事はもちろんのこと、設計者の資格を要しない規模の宅地造成工事であっても、この法令で定める技術的基準に適合していない工事が施行された場合は、その工事を設計した者は処罰されることがあります。また、工事施行者が設計図書を用いない場合や設計図書に従わない場合は、その工事施行者が処罰の対象となります。

1.4 宅地保全の義務

宅地造成等規制法では、規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、その宅地が崖崩れ等を起こして、他に損害を与えないよう常に宅地を安全な状態に維持する

ことを義務付けています。また、区長は法令の定めるところにより、必要に応じて災害防止のため、報告の聴取、立入検査、勧告及び改善命令等によって、指導や監督を行うことになっています。そのため、造成主、工事施行者、宅地所有者及び造成された宅地を利用する方も十分に留意してください。

この法令は宅地造成に基づく災害の防止を目的としているため、無許可で造成工事を行ったり、この法令に定めている技術基準に適合していない工事を行った場合等は、造成主、工事請負者（工事協力者を含む）、現場管理者等に対して工事の中止、宅地の使用禁止、許可の取消し等の監督処分を行うことがあります。

1.5 宅地造成等規制法の目的（宅地造成等規制法第1条）

この法律は、宅地造成に伴う崖くずれ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

1.6 規制区域

宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条第1項）

世田谷区では、「成城、砧、喜多見、大蔵、岡本、瀬田、玉川、上野毛、野毛、等々力、尾山台、玉川田園調布」の多摩川に沿った崖地が指定されている。なお、宅地造成を行う土地が規制区域に属するかどうかは、世田谷区発行の都市計画図及び、拠点整備第一課で確認してください。

1.7 許可を要しない工事

（1）部分的な切盛土行為

ア 建物の一部が擁壁をかねる場合

イ 既存の建築基準法第42条の道路後退によって築造される擁壁で、他に宅地造成がない場合。

ウ 既存の崖面を擁壁で補強する場合

エ 既存の擁壁を造りかえる場合

オ 既存の宅地において宅地の地盤高さを変更せずに行う階段の設置もしくは撤去

カ 既存の宅地において宅地の地盤高さを変更せずに行う駐車場（地下車庫もしくはカーポート）の設置もしくは撤去

キ 区の要綱等の指導による造成工事

注）既存の宅地とは、開発許可等によって適正に宅地造成が完了した宅地をいう。

開発許可等によって宅地造成が完了した宅地とは、開発許可により造成された宅地、宅地造成等規制法の許可により造成された宅地、住宅地造成事業に関する法律の認可により造成された宅地、土地区画整理事業により造成された宅

地、 新住宅市街地開発事業により造成された宅地などをいう。

注) 駐車場は、通常考えられる必要最小限の規模であること。

(2) 不陸整正程度の造成工事

申請区域内全てにおいて、現地盤高から 50cm 以下の地盤高の変更で、この造成により 60cm を超える段差を生じないものをいう。なお、この段差を重量ブロックで抑える場合は 3 段積みを限度とする。

1 . 8 宅地の面積 (申請区域) のとらえ方

宅地の面積とは、切土または盛土をする土地の部分に止まらず、その造成行為によって土地利用を図ろうとする土地の部分を含めた総面積をいいます。

具体には次の部分等の面積が含まれます。

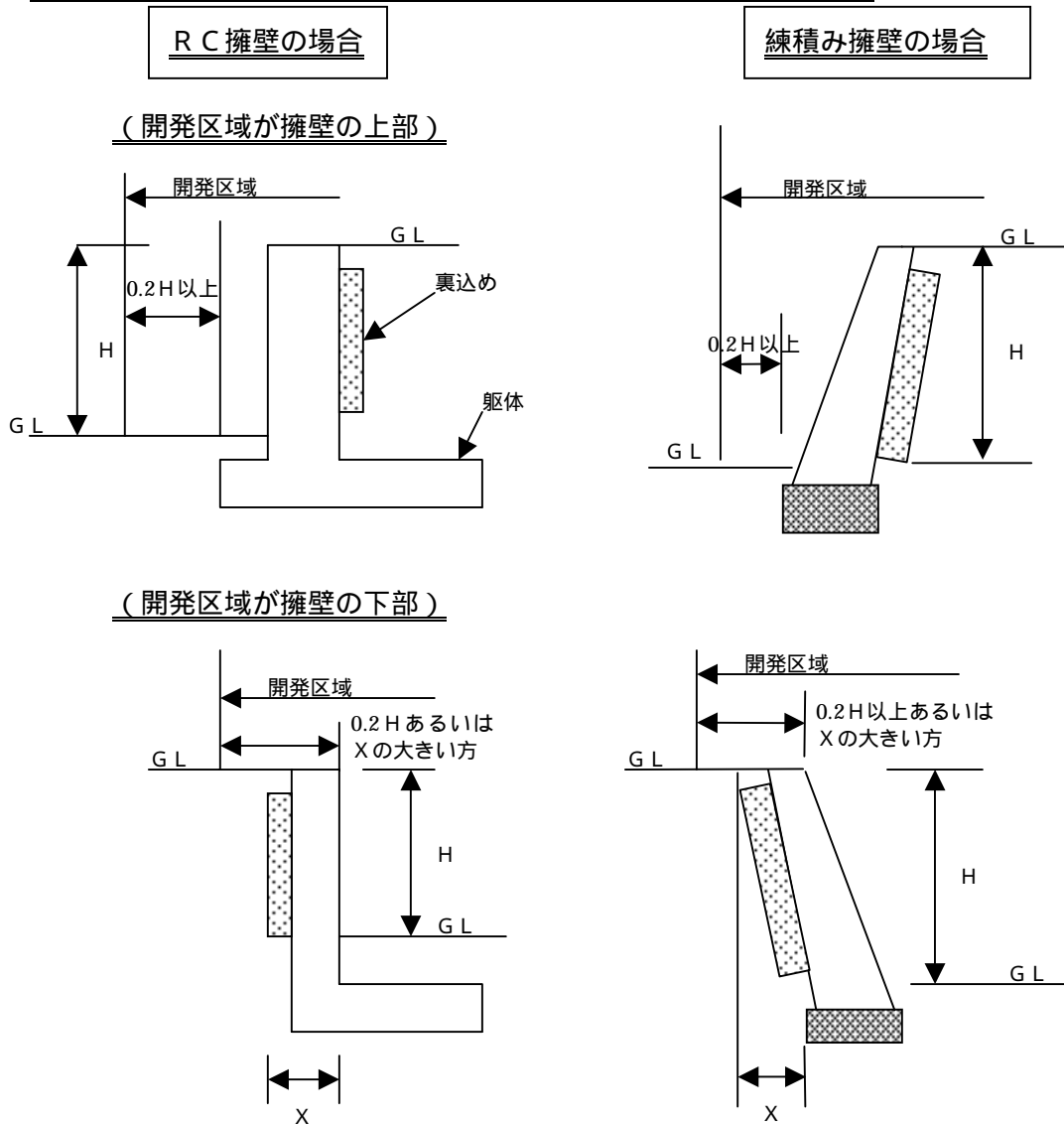
- ・ 建築確認を受けようとする建築敷地
- ・ 道路の位置指定を受けようとする道路部分
- ・ 既存の建築基準法第 4 2 条の規定による道路後退部分
- ・ 開発行為の許可を受けようとする区域

なお、造成の目的が土地の防災を目的とするような工事にある場合は、その工事にかかわる切土または盛土を行おうとする部分の面積です。

1.9 隣接条件

施行地区周辺の家屋等に隣接する擁壁は、その施行地区内の地盤が隣地より高くなる場合はもちろんのこと、低くなる場合でも原則として地上高（見え高）3 m以下とすること。やむを得ず地上高（見え高）3 mを超える擁壁を設置する場合は、隣地の土地所有者の同意を得ること。なお、どうしても同意が得られない場合は、以下の図のとおり離隔を確保し、適切に管理できるような管理敷地を設けること。

地上高3 mを超える擁壁の離隔について（同意がとれない場合）



X：構造物、基礎及び裏込等の厚さの総厚

1.10 許可の基準

宅地造成工事に関する許可の基準については、宅地造成等規制法第9条によるほか、手引き（宅地造成許可基準）を参照してください。

1.11 関係法令等の申請・審査

(1) 関係法令

規制法の許可申請以外に、次の関係法令があります。必要に応じ手続きを進めてください。

- ・東京都風致地区条例
- ・東京都における自然の保護と回復に関する条例
- ・みどりの計画書の手続き等に関する条例
- ・文化財保護法

(2) 開発許可との関連について

宅地造成が建築物を建築または特定工作物を建築する目的で行うものであり、かつ、区域の面積が500㎡以上の場合、都市計画法に基づく開発許可が必要となる場合があります。事前相談の結果、開発許可が必要な場合は、開発許可の申請をしてください。宅地造成工事規制区域内において開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成等規制法の許可は不要となります。

(3) 道路の位置指定申請

建築基準法に基づく道路の位置指定を伴う造成工事をする場合には別途申請してください。

(4) 排水計画について

排水計画における雨水その他の地表水の末端処理については、排水流末水路の所有者または管理者の使用承認を得てください。

(5) 公共施設の管理者の同意

造成宅地内に公道、公共水路等の公共施設が含まれている場合には、道路管理者または河川管理者の計画に対する同意承認が必要です。

2 宅地造成に関する工事の技術的基準

2.1 間知石等練積造擁壁

(1) 施工上の注意

ア 基礎地盤

擁壁を設置する場所の土質等（地耐力等）を十分に考慮の上、施工すること。根切工を行う際は、できる限り基礎地盤を乱さないこと。また、十分に転圧して支持力を確保すること。なお、根切箇所の支持力に悪影響を及ぼす要因がある場合は、あらかじめそれを排除した後に基礎工事を行うこと。

やむを得ず、盛土部分に基礎を設置する場合は、あらかじめ土質及び支持力等を十分に調査し、必要に応じて地盤改良等、適切な方法で地盤を補強すること。

イ 基礎工

基礎コンクリートを打設する際は、必ず型枠を使用し、伸縮目地が入る部分は必ず基礎コンクリートも分断すること。

ウ 伸縮目地

伸縮目地は、擁壁の延長方向に対して直角に入れること。また、擁壁の堅壁から基礎部分に至るまで設け、その構造を完全に分断すること。

エ 水抜工

水抜穴背後には、その穴から栗石等が吸い出されないような措置を講じること。

オ 透水層

擁壁背面には、栗石、砂利等（リサイクル材も可）の材料で透水層を前面に設けること。また、砂利、裏埋土等が水抜穴から流れ出さないように、水抜穴の入口に金網等を設けること。更に背後の土が透水層に流れ込まないように吸出防止シート等を透水層と土の間に設置することが望ましい。なお、別途、国土交通省で認めている「透水マット」を使う場合は、透水マット協会等で定める認定条件に注意払って施工すること。

カ 抜き型枠の使用

裏込めコンクリートが透水層内に流入して透水効果を妨げないようにするため必ず抜き型枠を使用すること。

キ コンクリートの打込み

胴込め及び裏込めコンクリートを打ち込む時は、コンクリートが間知石又は間知ブロックと一体になるまで、十分に突き固める打上りが均質で蜜実になるように施工すること。

ク コンクリートの強度

コンクリートの圧縮強度は、四週強度で 15 N/mm^2 以上確保できるものとするが、鉄筋コンクリート造と同様に大規模な地震の発生を考慮すると、 21 N/mm^2 以上のものを使用することが望ましい。

ケ 間知石または間知ブロックの水洗い

擁壁を設置する際に、間知石又は間知ブロックは、表面を洗った後で十分に水を吸収させてから組積みすること。

コ 目地モルタル

間知石又は間知ブロックの目地塗り面全体にモルタルが充填されるように組積みすること。なお、最後に目地部分をコテで仕上げること。

サ 二重丁張り

擁壁を設置する際は、施工の確実性のため、二重に丁張りをかけて行うこと。

シ 施工図の作成

裏込めコンクリートと透水層（裏込栗石）を施工する時、それぞれの厚さが不足しないように一定の各段ごとに厚さを明示した施工図を作成すること。

ス 記録写真の撮影

工事記録写真は、全体の様子と部分的な状態が判るように、また長さ、厚さ等が判るように、適宜リボンテープ等をあてて撮ること。

(2) 標準構造図

世田谷区では、擁壁上端と背後の土が水平の場合に限り、高さにより、それぞれ切土用と盛土用に分け、全体として6種類に標準化している。また、施工の確実性を図るため、擁壁の地上高（見え高）50cm以上について10cmごとに各断面の寸法を示している。

2.2 鉄筋コンクリート造擁壁

(1) 施工上の注意事項

ア 基礎工

基礎地盤は、基礎栗石を所定の厚さに敷均し、所要の地耐力が得られるまで十分に転圧し、均しコンクリートを打設した後、底版を設置すること。なお、基礎杭打ちその他、特殊工法による場合は、試験杭打ち等を行い支持力を確認した後、本體工事に取り掛かること。

イ 鉄筋

配筋する場合、強度の異なる（SD295AとSD345等）鉄筋を混合して使用しないこと。また、設計と異なる強度や直径の鉄筋を使用する場合には、あらかじめ施工前に設計者と協議し、許可権者の設計変更の許可後に施工すること。

ウ 鉄筋の被り厚

配筋する場合、設計で考えられている位置（引張側に配置）おさまるように幅止め金物、スペーサーブロック等で正確に固定し、所定の被り厚を必ず確保すること。

エ コンクリートの打込み

コンクリートを打込む時には、バイブレーターを使用し、骨材の分離を防ぐとと

もに、蜜実で均一なコンクリートとなるように施工すること。

オ テストピースの採取

コンクリートを打込む時には、テストピースを採取し、コンクリート強度を確認すること。

カ コンクリートの打継ぎ

コンクリートを打継ぐ場合は、横（水平方向）打継ぎは極力避けること。やむを得ず、横方向に打継ぐ場合は、打継面の高さを変えて同一水平面内にならないようにすること等、コールドジョイントにならないよう十分に注意すること。

キ コンクリートの養生

コンクリートの打込み中や打込み後の5日間は、コンクリートの温度が2℃以下にならないようにするとともに乾燥、振動等によってコンクリートの凝結と硬化が妨げられないよう養生すること。

ク 有機物等の不純物の除去

コンクリートに使用する骨材、水、混和材等に、コンクリートの凝結を妨げる塩酸、有機物、泥土等が混入したものを使用しないこと。

ケ 骨材

コンクリートに使用する骨材は、極力JIS規格に定められたものを使用するとともに、鉄筋コンクリートの場合、鉄筋と鉄筋、鉄筋と型枠との間を通る程度の大きさのものを使用すること。また、骨材は使用する前によく水洗いすること。

コ 鉄筋の末端処理

鉄筋の末端は、丸鋼の場合、カギ状に折り曲げること（フックを設ける）。なお、異形鉄筋についても、丸鋼と同様に加工することが望ましい。

サ 鉄筋の継手

鉄筋の継手は構造的に引張力の最小となる部位に設けること。ただし、継手の位置が同一箇所に集中しないように千鳥式にするか、使用する鉄筋相互がお互いに逆になるようにすること。継手の方法は、溶接する場合は溶接部位に気泡等のキズがないか確かめること。溶接によらない場合は重ね継手とし、その長さは鉄筋の太さ（径）の25倍以上とするが、継手の位置が引張力の最小となる部分に設けられない場合は、40倍以上の長さを確保すること。

シ 型枠の存置期間

型枠は、擁壁のコンクリートが自重及び施工に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、そのまま存置すること。なお、裏込土の埋戻しは、コンクリートが所定の強度を確保できるまで行わないこと。

ス 伸縮目地、水抜工、透水層、記録写真の撮影

2.9 間知石等練積造擁壁を参照のこと

(2) 標準構造図

世田谷区では、擁壁上端と背後の土が水平の場合に限り、地上高（見え高）1 m ~ 3 mまでの擁壁を0.5mごとにL型と逆L型（倒立T型）とに分けて、断面を全体として10種類に標準化している。

2.3 その他の構造の擁壁

(1) 施工上の注意事項

国土交通大臣の認定する擁壁を設置する場合は、カタログに示す設計条件等（必要地耐力必要根入長）を満足するよう十分に注意して施工すること。

(2) 標準構造図

国土交通大臣の認定する擁壁については、別途、カタログ等を参照すること。また、世田谷区では、重量ブロック上端と背後の土が水平の場合に限り、地上高（見え高）60 cmまでの重量ブロック三段積み構造の断面を標準化している。

3 許可申請書の手続き

3.1 申請の手続き

(1) 申請手続きのフロー

段 階	内 容
事前相談	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">宅地（開発）事前相談書 提出</div> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">・・・許可要否判断</p> <p style="text-align: center;">宅造許可要</p> </div>
許可申請	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">宅造許可申請書 提出</div> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">（施行規則第4条） ・・・審査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">許可通知書 受領</div> </div>
工事施行	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事着手届 提出</div> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">（区施行細則第7条）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">中間検査</div> </div>
完了検査	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事完了届け 提出</div> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">（施行規則第6条）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">完了検査</div> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">（宅地造成等規制法第12条）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検査済証 受理</div> </div>

(2) 許可申請の手続き

ア 許可を受ける前の注意

工事は許可が下りてから着手してください。

排水計画における雨水、その他の地表水の末端処理については、排水流末水路の所有者、または管理者の使用承認を得てください。

建築基準法による道路位置指定申請は、別途に行ってください。また、その他の法令等による許可、届出等を要する場合は必ずその必要な手続を行ってください。

造成する宅地内に公道、公共水路等の公共施設が含まれている場合は、この造成計画に同意する旨の道路管理者又は河川管理者の承認を得てください。

イ 提出書類

宅地造成に関する工事許可申請書

法第9条第2項の規定により、資格を有する者の設計によらなければならない工事（地上高（見え高）が5mを超える擁壁の設置、及び切土又は盛土を行う土地の造成面積が1500㎡を超える土地における排水施設の設置）を含む場合は、その工事設計者の資格を証明する書面を添付してください。

ウ 添付図書

次の表に掲げる図面をその種類別にそれぞれ作成し、添付してください。

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁を設置する時は、令第7条に定める安定計算、構造計算を行い擁壁の安定性を確認できる計算書等を添付してください。

令第5条第2項の規定により、崖面を擁壁で覆わない時は、土質試験等に基づく安定計算を行い、崖面の安定性を確認できる計算書等を添付してください。

上記以外でも、区長が必要と認めた図書については、申請書に含めて作成し提出してください。

(3) 事前の手続き

ア 申請区域面積が500㎡未満の場合

宅地造成事前相談書を提出してください。（表紙は窓口配布若しくは、世田谷区ホームページからのダウンロード）

・相談に必要な添付図書：位置図、区域面積求積図、現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、提出部数2部

イ 申請区域面積が500㎡以上の場合

宅地造成・開発行為事前相談書を提出してください。（表紙は窓口配布若しくは、世田谷区ホームページからのダウンロード）

・相談に必要な添付図書：位置図、区域面積求積図、現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、公図写し、提出部数2部

(4) 許可申請の取り下げ、許可の廃止・変更

ア 許可申請の取り下げ

許可申請の受付後、許可までに計画を取りやめる場合は、「宅地造成に関する工事の取り下げ届」を提出してください。

イ 許可の廃止

許可を廃止する場合は事前に相談し「宅地造成に関する工事の廃止届」を提出してください。

ウ 許可内容の変更

許可後に生じた許可内容の変更が次のいずれかに該当する場合は、変更許可が必要です。

- ・申請区域（申請区域を工区に分けたときは、申請区域または工区）の位置、区域および規模の変更
- ・造成計画全般（切・盛土をする範囲、擁壁の工法・材質・高さ）の変更
- ・当初計画と同一性を失うような大幅な設計変更許可の手続きは新規申請と同様となります。

(5) 中間検査

完了検査のみでは擁壁の配筋や基礎の状況がわかりませんので、工事が次の工程に達したときは中間検査を受けてください。

- ・基礎地盤の確認段階（平板載荷試験等時）
- ・配筋工事の段階

また、工事の各工程の状況および構造物の形状、寸法を明らかにする写真（寸法がわかるようにテープ、折尺等を添えたもの）を作成し、検査の際に工事の全容、特に、外部から検査の困難な基礎、裏込め、配筋等の施工状況が明示できるようにしてください。

(6) 完了検査

工事が完了した場合は、「宅地造成に関する工事の完了検査申請書」を提出し、完了検査を受けてください。完了検査申請には、工事記録写真を添付してください。

なお、検査を受けない宅地や検査に不合格となった宅地については、その宅地の使用禁止、制限等の処分を受けることがありますので十分ご注意ください。

(7) 検査済証の交付

ア 検査済証

完了検査に合格した場合は、「宅地造成に関する工事の検査済証」が交付されます。

イ 宅地の使用開始時期

宅地は、検査済証の交付後でなければ使用できません。

なお、造成工事と建築工事を同時に施行しなければならない場合は、事前に相談してください。

3.2 書類作成上の注意

(1) 許可申請書

- ア 申請手続きを代理人に委任する場合は、所定の委任状を添付しかつ正本の申請書氏名欄に連署押印してください。(次項以降に申請書の様式を示す。)
- イ 1.2及び3欄には、氏名の後に電話番号を記入してください。
- ウ 6の八欄には、義務設置擁壁(切土で2m、盛土で1mを超える崖(斜面の勾配が30度を超える土地の部分)の全部を覆った擁壁)のみを記載し、番号は宅地の平面図と対照できるものを付して、高さ(擁壁の前面の上端と下端の垂直距離)は平均高ではなく、1.1~2.3等と義務設置部分の最低~最高を記し、延長もその部分の長さを記入してください。
- エ 6の二欄の排水施設の番号は、宅地の平面図、排水施設の平面図と対照できるものとしてください。また、記載欄が不足する場合には、適当な紙を貼り足して(要、割り印)記入してください。
- オ 6のチ欄は、「許可日の翌日」(あらかじめ許可となる日が予測できない)と記入するか、あるいは相当の期間をおいた着手予定年月日を記入してください。
- カ 6のリ欄は、チ欄で「許可日の翌日」と記入した時は、工事完了予定年月日が記入できないので、「着手の日から〇日間」と記入してください。
- キ 6のヌ欄は、「切土工、〇日間」「盛土工、〇日間」という要領で記入してください。

(2) 工事設計者の資格を証明する書類

土木又は建築の学校を卒業したことを証する学校の証明書又は卒業証書の写、あるいは、一級建築士の免許証、国土交通大臣の認定する宅地造成技術講習会の終了証書の写等を提出してください。(施行令第18条)

(3) 添付図書

- ア 添付する図書は前掲表のとおり、国土交通省令で詳細に定められているのでその作成にあたっては、それぞれ明示すべき事項、縮尺、備考の各欄を十分に参照の上、作成してください。その他図面作成上の要領を次に示します。
- イ 地形図、宅地の境界線は赤線等で明示し、等高線にはその高さを記入してください。
- ウ 宅地の平面図は、前図と同様に宅地の境界線を記入し、盛土又は切土を行う土地の部分は、それぞれ赤、黄に色分けして着色してください。また、土羽部分を示す表示とその勾配、擁壁(義務擁壁と義務設置外の部分に分け、擁壁高を記入)排水施設の位置等は凡例で見やすく表示して下さい。
- エ 宅地の断面図は、高低差の著しい箇所について縦横数箇所の断面をとり、等高線、在来地盤線、計画地盤線、擁壁の位置、高さ、配水管の位置、法面の勾配等を明示するほか、盛土、切土の各部分は、前図と同様に色分けしてください。

- オ 配水施設の平面図は、二つ以上の系統に分けて配水する時、又は配水幹線が二つ以上ある場合は、集水流域別に色分けして下さい。また、宅地内地表面の雨水等の流水方向を矢印等で表示して下さい。なお、盛土又は切土を行う土地の面積が1,500㎡を超える土地に排水施設を設置する場合は、それぞれ集水区域を定め、その区域から流出する雨量に応じた管渠とし、管渠の勾配、流速、断面積及び計画流出量等を算定した計算書を添付して下さい。
- カ 崖の断面図は、盛土又は切土によって生じる崖（勾配が30度を超える土地の部分）の共通断面図を盛土部分と切土部分に分けて作成し、それぞれ崖の高さ（最低～最高）勾配（最小～最大）土質、崖面の保護方法等を記入して下さい。
- キ 擁壁の断面図は、間知石等練積造擁壁の場合は、高さ別に、1.0～2.0m（ただし、盛土の場合のみ）2.0～3.0m、4.0～5.0mの三段階別に共通の標準断面図を盛土部分と切土部分とに分けて作図し、（該当の高さのないものは不要）それぞれ令8条に定められている擁壁の勾配、組積材の厚さ、裏込めコンクリートの厚さ、根入深さ等に適合する寸法を使用して下さい。また、1.0m以下（切土部分は2.0m以下）の義務外擁壁を設置する場合は、その断面図も添付して下さい。なお、鉄筋コンクリート擁壁の場合は、配筋状況の判る正面基礎底部等の詳細図も添付して下さい。なお、コンクリート間知ブロックを使用する場合は、そのカタログを添付して下さい。
- ク 擁壁の背面図、義務設置擁壁の共通背面図を作成し、前掲の明示すべき事項の中で水抜穴の数（壁面の面積3㎡以内ごとに1箇所以上取り付け）、寸法（内径75mm以上）、材料（硬質ビニール管、陶管、その他耐水性のもの）等に留意して下さい。
- ケ 擁壁の展開図は、設置しようとする擁壁を前面から見た図面で、擁壁の高さ延長、根入深さ、基礎の形状等について明示して下さい。
- コ 公図の写しは、施行地区及び周辺地域を含むものとし、地形図の境界に見合った宅地の境界線を赤線で記入し、公道、公共水路等の公共施設用地は着色等で明示して下さい。
- サ 施行地区内に前記の公道等の公共施設用地が含まれている場合には、それらを管理している公共団体の長から、この工事計画に対して同意する旨を記載した書類を発行してもらい、それを添付して下さい。
- シ 同様に、施行区域内の土地所有者、建物所有者等の全ての関係権利者に、この工事計画に対して同意する旨を記載した書類を出してもらい、それを添付して下さい。
- ス 配水施設の管渠の勾配、断面積及び計画流出量の算定には、次の基準を参考にして下さい。
- セ 必要により、仮配水路、有孔暗渠、防災ダム等の平面図、構造図を記入した防

災上の関係書類も添付して下さい。

ソ 以上の添付書類は、申請書は、申請書の後に一括して目録をつけ、それぞれに
図書の種類名、整理番号のインデックスを貼り付けて下さい。

(4) 提出部数

許可申請書類、 添付図面の順に一括してとじたものをもって申請書の1部とし、
正本1部、副本1部、計2部を提出してください。なお、副本に添付する書類、
図面は写しでもよいものとします。

(5) 提出先

生活拠点整備担当部拠点整備第一課

世田谷区世田谷4 - 2 1 - 2 7 0 3 - 5 4 3 2 - 1 1 1 1 (代)

(6) 許可申請手数料

切土又は盛土を行う土地の面積に応じて、次の表に掲げる金額とします。

許可申請手数料 (平成19年4月1日改定)

切土、又は盛土を行う土地の面積	手数料の額 (円)
500㎡以内	18,000
500㎡を超え～ 1,000㎡以内	31,000
1,000㎡を超え～ 2,000㎡以内	46,000
2,000㎡を超え～ 5,000㎡以内	74,000
5,000㎡を超え～ 10,000㎡以内	106,000
10,000㎡を超え～ 20,000㎡以内	172,000
20,000㎡を超え～ 40,000㎡以内	188,000
40,000㎡を超え～ 70,000㎡以内	243,000
70,000㎡を超え～ 100,000㎡以内	331,000
100,000㎡を超えるもの	489,000

変更許可申請手数料

イ．設計の変更	宅地造成規制法第8条第1項に規定する額の10分の1に相当する額
ロ．新たに開発区域に編入されるもの	面積に応じ、宅地造成規制法第8条第1項に規定する額
ハ．イ及びロ以外のもの	15,000

3.3 その他の手続き

(1) 届出書の提出

ア 各届出書は、その事実が生じた時、速やかに提出してください。

工事着手届出書（工事に着手した時）

変更協議書（変更許可が必要となる内容のもの）

変更届出書（造成主、もしくは工事施行者の住所、もしくは氏名又は工事施行者を変更した時）

継承届出書（許可を受けた工事の完了前に相続、合併、その他の理由によりその許可を受けた者の地位を承継した時）ただし、この場合は、地位を承継した方が提出してください。

イ 提出部数

工事着手届、変更協議書、変更届出書、継承届出書は、各2部（印鑑を押印した「正」を1部と、これを複写した「副」を1部）を提出して下さい。

(2) 標識の表示（設置）

宅地造成規制法に基づく許可を受けた場合は、次の様式により標識を作り、その許可区域内の見やすい場所（造成地の出入り口等）に設置してください。なお、大規模な造成団地の場合は、数箇所に設置してください。

宅地造成工事許可標識 (協議成立)	許可(協議成立)番号	号
	許可(協議成立)年月日	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
宅地の所在及び地番		
宅地の面積		
造成主	住所	(電話)
	氏名	
工事施行者	住所	(電話)
	氏名	
工事現場管理者氏名		